

行政法 II

(Administrative Law II)

1 学期 土曜 4・5 時限
授業時間：75 分×20 回
単位数：2 単位
履修年次：2 年次

担当教員：下井康史
研究室：

授業の到達目標：

いわゆる行政救済法で扱われる主要論点について、その内容を精確に把握すること、通説や判例の状況を的確に理解すること、裁判例の検討を通じて具体的な問題発見・解決の能力を涵養すること、以上のことを通じ、次のステップである「行政法Ⅲ」や「行政法総合演習」に備えることが到達目標である。

授業概要：

行政法 I 及び他の基本科目（とりわけ、民法 V・民事訴訟法 I・憲法 I-1）の授業内容で得られる知見を前提に、行政救済法と呼ばれる領域を解説する。行政救済法とは、行政主体と市民との間で生じた法的紛争の解決に関する法であり、具体的には、行政争訟法（行政不服審査法と行政事件訴訟法）と国家補償法（国家賠償法と損失補償法）に分類される。なお、後述する教科書の章立てと同じ順序で進行するわけではない。

授業では、基礎知識の確認、テキストの補充説明、裁判例の分析を行う。その進行は、事前に配布するレジюмеに従う。以下の点に留意されたい。

- ・レジюмеには、予習課題としての Q が多数用意されている。
- ・レジюмеでは、テキストの予習範囲を明示しておくので、これに基づき予習していることを前提に授業を進める。
- ・レジюмеでは、授業で取り扱う判例を明示しておくので、事前に精読しておくことを勧める。

なお、授業は講義形式で進めるが、適宜、受講生に対し質問を発する。

評価方法：

平常点と期末試験の点数により成績を評価する。平常点は 2 回の小テスト（いずれも 15 点満点）における評価による（小テストの実施時期は第 1 回授業時に通知する）。期末試験（70 点満点）は、事例問題を通じて、行政救済法の論点を的確に発見し、かつ論じることができる能力を問う内容とする。

教科書：

授業では、以下の二冊を頻繁に参照する。

- ① 櫻井敬子＝橋本博之『行政法（第 2 版）』（弘文堂、2009 年）
- ② 高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法（第 4 版）』（弘文堂、2010 年）

参考書：

主要な参考書は以下の通り（近時に公刊されたもののみを挙げておく）

- ・塩野宏『行政法Ⅱ（第5版）』（有斐閣、2010年）
- ・宇賀克也『行政法概説Ⅱ（第3版）』（有斐閣、2011年）
- ・稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法（第2版）』（有斐閣、2010年）

主要な入門書は以下の通り

- ・畠山武道＝下井康史編『はじめての行政法』（三省堂、2009年）
- ・芝池義一『行政法読本（第2版）』（有斐閣、2010年）
- ・北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本（第4版）』（法律文化社、2010年）
- ・石川敏行＝藤原静雄＝大貫裕之＝大久保規子＝下井康史『はじめての行政法（第2版）』（有斐閣、2010年）

主要な判例集は以下の通り

- ・小早川光郎＝宇賀克也＝交告尚史編『行政法判例百選Ⅱ（第5版）』（有斐閣、2006年）

授業計画：

第1・2回 国家賠償法1条に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、1条責任の性質と1条1項に基づく賠償責任の成立要件（紛争類型を分類して説明する）、公務員の個人責任等である。

第3・4回 国家賠償法2条に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、2条責任の成立要件等である（道路事故、河川事故、供用関連瑕疵が中心となる）。

第5・6回 行政争訟法の概要と、行政事件訴訟法の用意する訴訟類型とを説明する。具体的な論点は、行政不服審査法の概要、行政事件訴訟法の全体像、各抗告訴訟・実質的当事者訴訟・民事訴訟間の選択等である。取消訴訟の出訴期間も取り上げる。

第7・8回 処分性をめぐる最高裁判例を説明する。具体的には、処分性肯定・否定の各典型例を取上げた後、法的効果性やその個別具体性が問題とされた例を扱う。

第9・10回 まず、第4回に引き続き、処分性をめぐる最高裁判例を説明する。具体的には、公権力性や外部性が問題とされた例を扱う。その後、（狭義の）訴えの利益に関する諸論点を説明する。具体的には、期間の経過、処分の効果完了、原状回復不能等により訴えの利益の存否が問題となった例を取り上げる。

第11・12回 取消訴訟の原告適格に関する諸論点を説明する。具体的には、行政事件訴訟法9条の基本構造を説明した後、2004（平成16）年行政事件訴訟法改正前の最高裁判例と、同改正後

の最高裁判例を取り上げる。

第 13・14 回 まず、取消訴訟の訴訟要件のうち、第 6 回までに説明できなかった要件に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、被告適格、裁判管轄、不服申立前置主義（出訴期間は第 3 回授業で扱う）である。その後、取消訴訟の審理手続と判決に関する諸論点を説明する。具体的には、主張制限、釈明処分の特則、職権証拠調べ、判決の種類・効力等である。

第 15・16 回 取消訴訟以外の抗告訴訟に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、無効確認訴訟、不作為違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟である。

第 17・18 回 まず、実質的当事者訴訟に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、実質的当事者訴訟における訴訟類型、確認訴訟における確認の利益等である。その後、仮の救済手続に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、執行停止申立て、仮の義務付け・差止めの申立て、民事保全法に基づく救済等である。

第 19・20 回 まず、損失補償に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、憲法上の請求権、補償要否の基準、補償内容等である。形式的当事者訴訟も扱う。その後、国家補償の谷間に関する諸論点を説明する。具体的には、予防接種事故を取り上げる。